

# 正念場を迎えた自治体病院経営

## ～第2回 自治体立病院の現状～

田代 康子

財団法人日本経済研究所 調査局医療福祉部 研究員

### 1. データで見る自治体立病院

今回は、自治体立病院の現状について、具体的な経営数値に基づいてご紹介致します。

#### (1) 地方公営企業の中での病院事業

地方公営企業とは、社会公共の利益を目的として自治体が経営、運営する公営企業・事業であり、自治体の一部に位置づけられています。財源が主に受益の程度に応じた料金（使用料）によって賄われる点で、財源が主に受益と直接関係のない租税によって賄われる一般的な行政事務・事業とは異なります。

平成18年度末現在の地方公営企業全体の事業数は9,317であり、平成17年度より62事業減少しています。職員数は約38万人であり、平成17年度より10,717人減少しているものの、地方公務員総数約295万人のおよそ13%を占めています。

このうち、病院事業は平成17年度より3事業減少し、669事業（都道府県市町村、一部事務組合<sup>1</sup>等）あり、病院数は9病院減少し、973病院（建設中等を除く）、職員数は約23万人と地方公営企業全体の6割弱であり、地方公務員全体の8%弱と、その位置づけは大きいと言えます。なお、自治体立病院のうち、公立大学附属病院や伝染病院等の一般行政病

地方公営企業の収支状況（平成18年度）

（単位：百万円）

	事業数	職員数	収支状況		他会計からの繰入金			企業債 現在高
			料金収入	総収支	収益的収入	資本的収入	計	
水道	2,297	57,130	2,928,111	250,325	101,269	144,965	246,234	11,564,433
工業用水道	151	2,077	137,106	△17,796	4,572	22,773	27,344	609,100
交通	102	31,186	664,900	4,244	87,290	109,549	196,839	4,380,553
電気	102	2,177	92,082	12,209	344	156	500	199,253
ガス	34	1,470	85,406	△1,283	189	1,067	1,257	163,300
病院	669	228,806	3,279,572	△198,489	525,391	178,683	704,074	4,049,557
下水道	3,709	36,292	1,427,427	89,339	1,267,651	693,232	1,960,883	32,691,027
港湾整備	105	675	69,881	9,448				879,957
市場	179	2,163	54,181	△6,065				452,793
と畜場	78	542	7,667	△145				57,750
観光施設	419	2,158	45,641	△7,542				82,767
宅地造成	519	2,503	496,886	53,697	106,657	180,830	287,487	3,639,793
有料道路	4	3	866	18				3,107
駐車場	236	70	30,778	△3,780				214,721
介護サービス	678	14,185	130,046	8,000				220,335
その他	35	287	8,611	1,160				128,622
合計	9,317	381,724	9,459,160	193,341	2,093,363	1,331,255	3,424,618	59,337,068

（注）総収支とは、法適用企業では18年度決算における純損益、法非適用企業では同じく18年度決算における実質収支によります。

（資料）「平成18年度地方公営企業決算の概況」（総務省）

<sup>1</sup> 一部事務組合とは、都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体を指します。



#### 【田代康子のプロフィール】

2004年東北大学大学院経済学研究科修士課程修了。専門は事業シミュレーション、経営分析等。当研究所入所後は、自治体立病院の経営分析、改革プラン策定支援業務等に従事。

院は地方公営企業には含まれていません。

以下は地方公営企業の事業毎の収支の状況です。

地方公営企業全体では、受益者が負担している約10兆円の料金収入に対して、自治体の他会計から、損益面の補てんである収益的収入として約2兆1,000億円、設備投資等に充当する資本的収入として約1兆3,000億円が補助金や負担金等として繰入られています。なお、繰入金には国や県の補助金は含まれていません。地方公営企業の中には、地方公営企業法の規定の全部又は一部（財務規定等）を適用している法適用企業と、適用していない法非適用企業が混在しており、法適用企業は概ね企業会計に準じた会計処理が行われているのに対し、法非適用企業は単式簿記・現金主義で会計処理を行うというように、各々経理処理方式が異なっていますが、便宜的に法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支を単純合算した総収支を見ると、事業毎に差があるものの、他会計からの多額の繰入もあって、地方公営企業全体で約1,900億円程度の黒字となっています。また、地方公営企業の長期債務である企業債（地方債）の現在高は全体で約60兆円に上っていますが、これは料金収入の約6倍に当たります。

病院事業は全て法適用企業ですが、その収支状況をみると、料金収入が約3兆3,000億円であるのに対して、自治体の他会計から収益的収入として5,200億円強の繰入があるにもかかわらず、純損益は2,000億円弱の赤字となっています。なお、他会計からの繰入金は平成17年度より増加しているにも関わらず、赤字は拡大しています。また、企業債の現在高は4兆円であり、下水道、水道、交通に次いで大きく、料金収入の規模を上回っている状況です。

#### (2) 自治体立病院の経営状況及び自治体の負担状況

次に、自治体立病院の経営状況及び自治体の負担状況について、総務省より公表されている平成18年度地方公営企業年鑑等に掲載されているデータに基づいて紹介致します。

なお、自治体立病院の個々の経営指標を算出するにあたって、指定管理者による運営等により、医師に関するデータが揃わない自治体立病院は除外して算出しています。また、以下における平均とは病院あるいは自治体の単純平均を指します。

##### ① 自治体立病院の経営状況

ここでは、経営状況を表す指標として、修正医業収支比率、実質収益対経常費用比率に注目します。

医業収支比率は、医業活動に要する費用である医業費用を医業活動から得た収入である医業収益で賄うことが出来ているかどうかを示す指標ですが、地方公営企業法等では、救急医療やべき地医療、高度医療といった採算性の低い事業の経費について、自治体の一般会計または他の特別会計による負担を認めていることから、この内部補てんとしての意味合いを持つ繰入金（以下、他会計繰入金と呼ぶ。）の影響を考慮し、自治体立病院の実質的な経営状況を把握するために、医業収益から他会計繰入金を控除した医業収益（以下、修正医業収益と呼ぶ。）を用いて、修正医業収支比率を算出しています。なお、企業会計であれば、修正医業収益は売上高、医業費用は売上原価及び営業費用、修正医業収支は営業損益に該当します。

修正医業収支比率の推移を見ると、平成11年度から平成13年度までは上昇傾向にありましたが、平成

### 自治体立病院の経営指標の平均値の推移

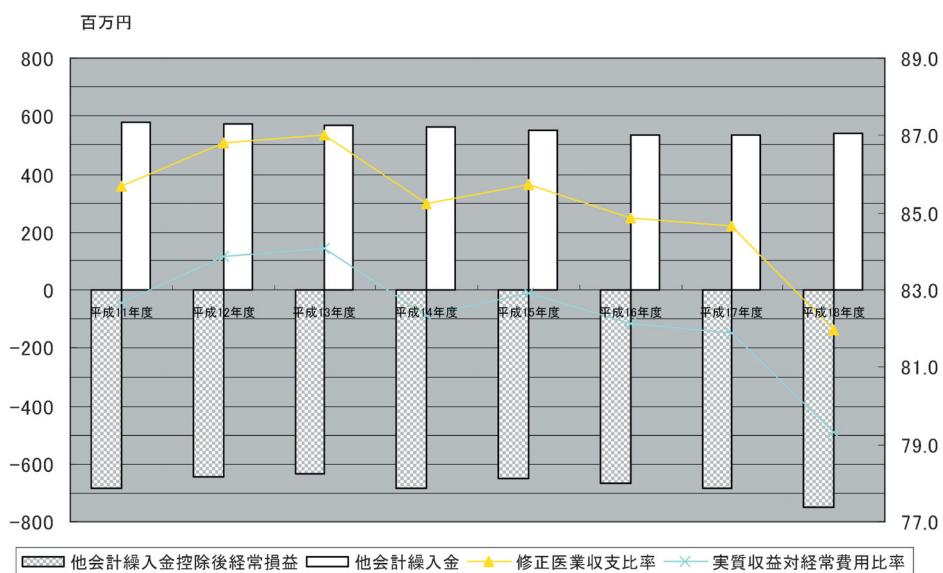
(単位：千円)

	サンプル数	修正医業収支比率		実質収益対経常費用比率		他会計 繰入金 控除後 経常損益	他会計繰入金
		平均	100%以上 の病院数	平均	100%以上 の病院数		
平成11年度	970	85.7	88	82.7	22	-684,603	579,734
平成12年度	968	86.8	100	83.9	32	-645,474	573,048
平成13年度	964	87.0	104	84.1	42	-634,235	568,954
平成14年度	971	85.2	65	82.3	18	-686,354	561,025
平成15年度	967	85.7	82	82.9	25	-649,755	554,127
平成16年度	964	84.9	70	82.1	34	-668,643	532,536
平成17年度	944	84.7	75	81.9	25	-683,355	534,126
平成18年度	924	82.0	48	79.3	19	-750,639	538,393
20～99床	274	76.3	9	74.9	6	-209,060	161,089
100～199床	209	83.5	15	80.5	5	-410,670	254,480
200～299床	124	80.2	7	77.2	4	-847,066	576,982
300～399床	139	84.2	6	80.9	0	-1,060,109	680,802
400～499床	78	86.6	2	83.4	0	-1,356,450	1,007,139
500床以上	100	89.5	9	86.3	4	-1,922,833	1,554,159

(注) 自治体立病院の個々の経営指標を算出するにあたって、指定管理者による運営等により、医師に関するデータが揃わない自治体立病院は除外して算出しています。

(資料) 「平成18年度地方公営企業年鑑」(総務省) ほか

### 経営状況の推移



(注) 自治体立病院の個々の経営指標を算出するにあたって、指定管理者による運営等により、医師に関するデータが揃わない自治体立病院は除外して算出しています。

(資料) 「平成18年度地方公営企業年鑑」(総務省) ほか

14年度からは、診療報酬の本体部分が初めてマイナス改定された影響を受けて、下降に転じております。その後、多少の増減はあるものの、平成18年度には82.0%まで落ち込んでいます。また、医業収支比率

が100%以上であるということは、医業収支段階で自立が可能であることを意味しますが、医業収支比率が100%以上の病院数は、修正医業収支比率と同様、平成13年度をピークに減少傾向にあり、平成18

年度は48病院と大きく減少しています。

次に、実質収益対経常費用比率ですが、この指標は、前述の修正医業収支比率と同様に、他会計繰入金を控除した状態で、経常費用を経常収益で賄うことが出来ているかどうかを示しています。

実質収益対経常費用比率の推移を見てみると、やはり、平成13年度をピークに下降傾向にあり、平成18年度は79.3%と80%を割り込んでいます。また、実質収益対経常費用比率が100%以上であるということは、経常収支段階において自立が可能であることを意味しますが、実質収益対経常費用比率が100%以上である病院数もまた、平成13年度をピークに減少傾向にあり、平成18年度は19病院に減少しています。

以上より、医業収支段階においても、経常収支段階においても、ほとんどの自治体立病院は開設者である自治体からの財政支援がなければ、赤字であることがわかります。

自治体立病院側でも経営改善に努めていますが、平成13年度まで改善傾向にあった他会計繰入金控除後経常損益は、平成14年度に悪化し、平成15年度は改善したもの、平成16年度からは再度悪化している一方で、自治体からの財政支援である他会計繰入

金の一病院当たりの金額は平成16年度まで一貫して減少しており、平成17年度、平成18年度は若干増加しましたが、自治体立病院の経営は依然として厳しいものと思われます。

## ② 自治体の負担状況

次に、自治体立病院経営の自治体への負担の度合いをフローとストックに分けて考察します。なお、以下の指標は平成18年度の地方公営企業年鑑の掲載データを基に、自治体単位で算出しており、地方公営企業病院以外の自治体立病院の負担は含まれていません。また、一部事務組合等については、構成自治体の標準財政規模<sup>2</sup>の合計をもって一部事務組合等の標準財政規模とみなしています。ただし、県と市町村で一部事務組合等を構成している場合には、便宜的に構成市町村のみの標準財政規模の合計を当該一部事務組合等の標準財政規模としています。また、1-(1)では、年度末の事業数（自治体数）が669となっていますが、以下では、年度中に実績のない自治体を除き、668として分析しています。

まず、フロー面の指標として、自治体本体から自治体立病院への内部補てんである他会計繰入金が、毎年度の自治体財政をどの程度圧迫しているかを把

他会計繰入金の標準財政規模比

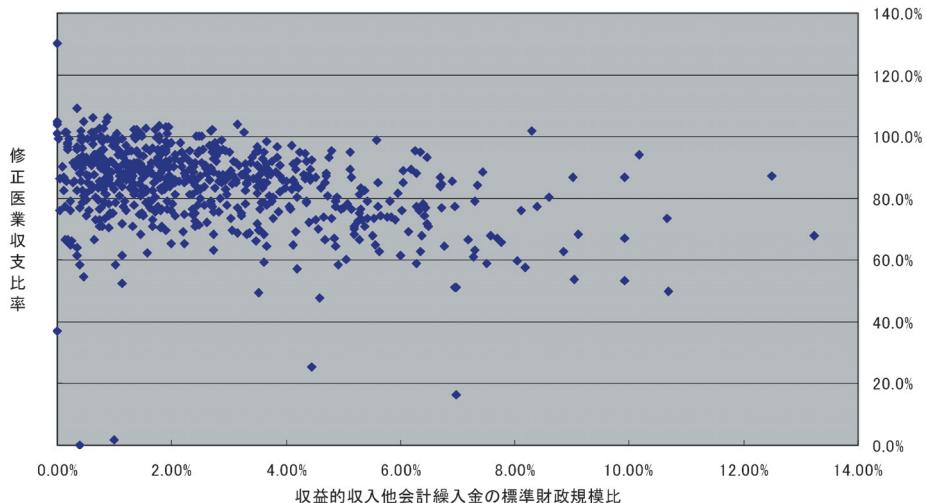
(単位：千円)

			全体平均	上位50自治体平均	下位50自治体平均
他会計 繰入金	収益的収入	金額	786,537	354,763	542,105
		標準財政規模比	2.86%	0.24%	10.29%
	資本的収入	金額	267,473	130,204	85,611
	合計	金額	1,054,010	484,968	627,716
		標準財政規模比	3.81%	0.47%	11.71%
他会計繰入金控除後純利益又は純損失			-1,083,561	-462,992	-525,559
修正医業収支比率			84.13%	85.33%	70.68%
標準財政規模			63,773	130,385	5,590

(資料)「平成18年度地方公営企業年鑑」(総務省)ほか

<sup>2</sup> 標準財政規模とは、標準的な状態で通常収入されるであろう地方公共団体の一般財源の規模を示すものですが、ここでは、個々の自治体には財政力の違いがあることを考慮して、標準財政規模比を算出しています。

収益的収入他会計繰入金の標準財政規模比の散布図



(注) 収益的収入他会計繰入金の標準財政規模比が20%を超える自治体が2自治体存在しますが、割愛しています。なお、その2自治体とも保有している病院は現在病院として継続していません。

(資料)「平成18年度地方公営企業年鑑」(総務省)ほか

握るために、他会計繰入金のうち、損益を補てんしている収益的収入（その他医業収益の他会計負担金＋医業外収益の他会計補助金・負担金＋特別利益の他会計繰入金）の標準財政規模比を算出しました。参考までに、設備投資等に充てられる資本的収入（資本的収入に計上されている、他会計出資金、負担金、借入金、補助金）を加算した他会計繰入金合計額の標準財政規模比も算出しています。他会計繰入金や他会計繰入金を通じた企業債の償還金には地方交付税措置されるものが含まれており、必ずしも全てが当該自治体の負担とは限りませんが、ここでは自治体の負担と考ることとします。

個々の自治体の状況を見てみると、他会計繰入金のうちの収益的収入の標準財政規模比が上位50の自治体は平均が0.24%ですが、修正医業収支比率は85.33%と全体平均を若干上回る程度となっています。これは、他会計繰入金の収益的収入が0又は少額にとどまっている経営状況が良好な病院を有する自治体のみならず、病院事業の経営状況が厳しいために多額の収益的収入を他会計から繰り入れている

ものの、財政規模が大きいために相対的な負担が軽くなっている自治体も含まれていることによるものと思われます。

一方で、他会計繰入金のうちの収益的収入の標準財政規模比の下位50の自治体では、病院事業の経営状況が厳しい上に自治体の規模も小さいために相対的な負担が重く、病院事業が他の行政事務・事業を圧迫していることが懸念されます。

中には、負担は重いにもかかわらず、他会計繰入金控除後の純損失を上回る収益的収入を他会計から繰り入れている自治体も見受けられます。

次に、累積欠損金や債務残高といったストック面の負担が、自治体財政にとってどの程度の水準になっているかを把握するために、病院事業に係る累積剰余金又は欠損金の標準財政規模比と、併せて債務残高の標準財政規模比を算出しました。

なお、ここでは、債務残高を、固定負債及び借入資本金に計上されている企業債と他会計借入金、それに一時借入金を加えたものから、現金・預金を控除した額と考えましたが、これは、自治体内部の融

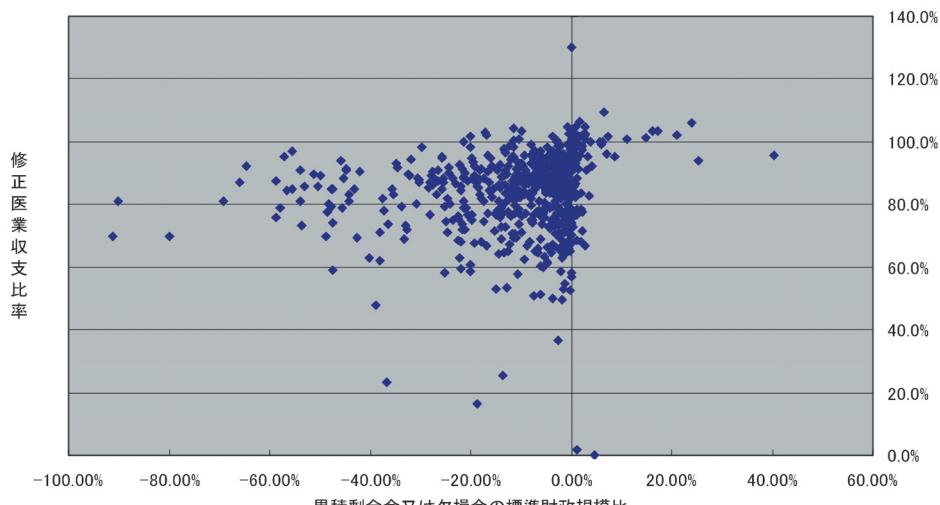
## 累積剰余金又は欠損金の標準財政規模比

(単位：千円)

		全体平均	上位50自治体平均	下位50自治体平均
累積剰余金又は欠損金	金額	-2,734,750	654,842	-4,469,925
	標準財政規模比	-10.06%	5.98%	-49.90%
修正医業収支比率		84.13%	90.31%	79.74%
標準財政規模		63,773	11,994	9,063

(資料)「平成18年度地方公営企業年鑑」(総務省)ほか

## 累積剰余金又は欠損金の標準財政規模比の散布図



(資料)「平成18年度地方公営企業年鑑」(総務省)ほか

## 債務残高の標準財政規模比

(単位：千円)

		全体平均	上位50自治体平均	下位50自治体平均
債務残高	金額	5,514,991	-913,706	9,384,469
	標準財政規模比	20.62%	-8.27%	96.98%
累積剰余金又は欠損金の標準財政規模比		-10.06%	0.30%	-36.74%
修正医業収支比率		84.13%	86.81%	85.81%
標準財政規模		63,773	14,056	10,470

(資料)「平成18年度地方公営企業年鑑」(総務省)ほか

通である他会計借入金とはいえ返済すべき性格であること、一時借入金については、負債の中での構成比等から判断して、一部の自治体では何らかの理由により企業債を代替しているものと見られることから、企業債とともに債務として把握し、バランス上、現金・預金を控除しています。

地方公営企業病院を経営する668自治体のうち、累積剰余金を有する自治体は114自治体（平成17年

度より21自治体減少）にすぎず、累積欠損金を抱える自治体は全体の82.9%の551（平成17年度は79.5%の535）にも上ります。平均的には、標準財政規模比で約10%の累積欠損金を抱えているというのが現状です。

個々の自治体の状況を見てみると、累積剰余金又は欠損金の標準財政規模比の上位50の自治体では修正医業収支比率が90.31%と経営状況が比較的良

好であることが窺えますが、中には病院事業の経営状況が厳しい自治体も含まれています。このような自治体は、他会計繰入金控除後の純損失を上回る収益的収入他会計繰入金の繰入を累積的に行ってきた自治体で、換言すれば、病院事業に財政的なバックアップを行ってきた自治体と思われます。

逆に、負担の重い、累積剰余金又は欠損金の標準財政規模比の下位50の自治体は経営状況の厳しい病院を有する自治体が多く、標準財政規模に近い水準の累積欠損金を抱えている自治体もあります。

一方、債務残高の標準財政規模比の平均はほぼ2割となっています。

個々の自治体の状況を見てみると、負担の軽い上位50の自治体には、病院事業の経営状況が良好な自治体も含まれていますが、施設の償却が進み、企業債の返済を終えつつある、老朽化した病院を有する自治体が多いものと考えられます。これらの自治体は、累積剰余金又は欠損金の標準財政規模比も修正医業収支比率との比較で概ね良好であることから、他会計からの繰入を順調に行ってきただ自治体であると思われます。

負担の重い下位50の自治体は、債務残高が標準財政規模を上回る自治体が15自治体（平成17年度より2自治体減少）あり、最も負担の大きな自治体はその2倍を超える規模となっています。その中で、フローの負担である、他会計繰入金のうちの収益的収入も大きな自治体については、病院経営が財政を相

当圧迫していることが懸念されます。

## 2. 変革期の自治体立病院

昨年末に提示された公立病院改革ガイドラインでは、病院事業を設置する自治体に対して、平成20年度内に改革プランを策定し、経営改革に取り組むことが要請されています。

自治体立病院はその性格上、利益を上げることが目的ではありませんが、内部環境、外部環境のいずれも厳しい状況にあることから、今後、地域に必要な医療を提供していくために、そのあり方を検討し、実現に向けて取り組んでいくことが望まれます。もちろん、自治体立病院単独でなしうるものではなく、前回ご説明したとおり、自治体や民間との連携の下で推し進めることとなります。自治体立病院は今、大きな変革の時期にあると言えます。

### 【参考文献】

- ・自治体立病院の現状と動向について～地方公営企業病院の個別データ等から～（2005年12月 日本政策投資銀行）
- ・自治体立病院の現状と動向について（Ⅱ）（2007年2月 日本政策投資銀行）
- ・公立病院改革プランの策定に向けて～自治体立病院の現状と動向について（Ⅲ）～（2008年1月 日本政策投資銀行）